

第54期

計 算 書 類

自 2022年4月 1日

至 2023年3月31日

株式会社NHKテクノロジーズ

貸借対照表
(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,969,291	流動負債	8,892,826
現金及び預金	14,264,366	買掛金	4,156,589
受取手形	32,413	リース債務	236,138
売掛金	11,311,302	未払金	622,025
契約資産	1,335,492	未払費用	645,881
未成工事支出金	18,454	未払法人税等	377,122
仕掛品	448,012	未払消費税等	211,148
原材料及び貯蔵品	61,226	契約負債	120,549
前払費用	338,874	前受金	104
その他	159,431	預り金	149,307
貸倒引当金	△ 282	前受収益	690
固定資産	11,498,168	賞与引当金	2,292,632
有形固定資産	4,655,226	閉鎖損失引当金	24,580
建物	1,198,298	工事損失引当金	33,054
構築物	1,695	完成工事補償引当金	23,000
機械装置	736,836	固定負債	4,404,506
車両運搬具	4,376	リース債務	431,441
工具器具備品	428,638	閉鎖損失引当金	23,967
土地	1,819,282	退職給付引当金	3,945,650
リース資産	466,099	資産除去債務	574
無形固定資産	1,324,775	その他	2,872
電話加入権	20,822	負債合計	13,297,332
商標権	2,774	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,189,723	株主資本	26,081,712
ソフトウェア仮勘定	108,606	資本金	680,000
リース資産	2,848	利益剰余金	25,401,712
投資その他の資産	5,518,166	利益準備金	170,000
投資有価証券	1,325,890	その他利益剰余金	25,231,712
差入保証金	827,901	事業維持積立金	18,950,000
長期未収入金	101,874	事業基盤整備積立金	3,400,000
長期前払費用	8,989	次期基幹システム等整備積立金	1,200,000
繰延税金資産	2,300,735	繰越利益剰余金	1,681,712
その他	1,061,978	評価・換算差額等	88,414
貸倒引当金	△ 109,204	その他有価証券評価差額金	88,414
資産合計	39,467,459	純資産合計	26,170,127
		負債・純資産合計	39,467,459

損益計算書
(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	8,580,441	
メディア技術事業売上高	20,218,900	
その他の事業売上高	22,910,047	51,709,389
売上原価		
完成工事原価	7,747,261	
メディア技術事業売上原価	18,812,918	
その他の事業売上原価	19,676,332	46,236,512
売上総利益		5,472,877
販売費及び一般管理費		4,086,771
営業利益		1,386,106
営業外収益		
受取利息	5,895	
受取配当金	132,699	
その他	78,228	216,823
営業外費用		
支払利息	15,357	
その他	1,311	16,669
経常利益		1,586,259
特別利益		
固定資産売却益	54,476	
投資有価証券売却益	3,141,299	
閉鎖損失引当金戻入益	8,666	
その他	233	3,204,675
特別損失		
固定資産売却損	5,614	
減損損失	8,891	
固定資産除却損	12,996	
閉鎖損失引当金繰入	48,548	
その他	5,916	81,966
税引前当期純利益		4,708,968
法人税、住民税及び事業税	914,064	
法人税等調整額	258,323	1,172,388
当期純利益		3,536,580

株主資本等変動計算書
(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	利益剰余金					利益剰余金 合計
		利益準備金	その他利益剰余金				
			事業維持 積立金	事業基盤整備 積立金	次期基幹システム 等整備積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	680,000	170,000	18,350,000	3,400,000	1,200,000	1,682,084	24,802,084
当期変動額							
剰余金の配当						△ 422,437	△ 422,437
当期純利益						3,536,580	3,536,580
事業維持積立金の積立			600,000			△ 600,000	—
自己株式の取得							
自己株式の消却						△ 2,514,514	△ 2,514,514
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	600,000	—	—	△ 371	599,628
当期末残高	680,000	170,000	18,950,000	3,400,000	1,200,000	1,681,712	25,401,712

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	—	25,482,084	69,007	69,007	25,551,091
当期変動額					
剰余金の配当		△ 422,437			△ 422,437
当期純利益		3,536,580			3,536,580
事業維持積立金の積立		—			—
自己株式の取得	△ 2,514,514	△ 2,514,514			△ 2,514,514
自己株式の消却	2,514,514	—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			19,406	19,406	19,406
当期変動額合計	—	599,628	19,406	19,406	619,035
当期末残高	—	26,081,712	88,414	88,414	26,170,127

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	……	償却原価法（定額法）
その他有価証券		
市場価格のない	……	期末日の市場価格等に基づく時価法
株式等以外のもの		（評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない	……	移動平均法による原価法
株式等		

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金	……	個別法による原価法
仕掛品	……	個別法による原価法
		（貸借対照表価額については収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法）
原材料及び貯蔵品	……	先入先出法による原価法
		（貸借対照表価額については収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械装置	2～8年
工具器具備品	2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担する金額を計上しております。

③ 閉鎖損失引当金

事務所閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる廃棄物処理費用等の損失見込額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備え、当事業年度末における未引渡工事の損失見込額を計上しております。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合責任に基づき要する費用に備えるため、過去の実積率を基礎として計上しております。特定物件については、個別見積により計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、メディア技術、ファシリティ技術、デジタル開発技術の事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は以下のとおりであります。

事業	主な財又はサービスの種類
メディア技術	放送番組の制作、送出に係る技術業務
ファシリティ技術	放送、通信、情報ネットワーク設備構築、スタジオ、多目的ホール及び音響設備などのコンサルティングや施工、運用、保守業務
デジタル開発技術	情報システムの開発、運用、保守業務 情報システム及びネットワークのセキュリティ業務 コンテンツ制作及び送出システム構築のコンサルティング、設計、施工、運用、保守業務

保守契約は、契約期間にわたり保守を実行し、その期間に応じて収益を計上しております。

一定の要件を満たす工事請負契約等は、進捗度を合理的に測定できる場合には、当該進捗度に応じて収益を計上し、進捗度を合理的に測定できない場合には、原価回収基準を適用しております。

その他については、契約上の条件を履行した時点で収益を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,642,499 千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
金銭債権	6,847,569 千円
金銭債務	9,768 千円
(3) 保険金等で取得した直接減額方式による資産の圧縮記帳額	
機械装置	1,021 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	37,317,970 千円
仕入高	50,924 千円
販売費及び一般管理費	2,273 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び数

 普通株式 1,135,946 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配 当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年 6月22日 定時株主総会	普通株式	422,437	338	2022年 3月31日	2022年 6月23日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年 6月28日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	775,851	683	2023年 3月31日	2023年 6月29日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	1,208,158	千円
賞与引当金	702,004	千円
賞与引当金に係る社会保険料	111,028	千円
減価償却費	79,579	千円
未払事業税	68,602	千円
資産除去債務	52,029	千円
減損損失	48,140	千円
貸倒引当金	33,525	千円
未確定債務	25,198	千円
未払事業所税	11,417	千円
その他	58,005	千円
繰延税金資産小計	2,397,690	千円
評価性引当額	△ 59,102	千円
繰延税金資産合計	2,338,588	千円
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	37,853	千円
繰延税金負債合計	37,853	千円
繰延税金資産の純額	2,300,735	千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性を重視したものに限定し、また、資金調達については原則として、必要資金を自己資金により充当する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の経理規程の定めに従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況を随時把握する体制としております。営業債務である買掛金は一年以内の支払期日であります。

また、営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次で資金計画を作成するなどの方法により管理しております。資金運用管理については取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	850,000	847,380	△2,620
其他有価証券	91,710	91,710	—

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式

非上場株式 貸借対照表計上額 384,180千円

これらについては、「其他有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、東京都において、オフィスビル一棟を所有しております。当該ビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

上記の賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額及び時価は次のとおりであります。

(単位:千円)

貸借対照表計上額	当事業年度末の時価
1,715,205	1,960,000

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

取引の内容

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
親会社	日本放送協会	被所有 直接 78.0% 間接 17.3%	役員の兼任 4人	委託による番組 技術業務、情報シ ステム運用・開 発、放送通信工事 他 (注1)	37,317,970	売掛金	6,839,715
親会社 の子会社 の子会社	㈱NHK エンター プライズ	被所有 直接 1.7%	—	委託による番組 技術業務他 (注1)	3,598,658	売掛金	772,187
				自己株式の取得 (注4)	1,083,177	—	—
				株式の売却 (注4)	売却額 1,408,274 売却益 1,353,233	—	—
親会社 の子会社	㈱NHK ビジネス クリエイ ト	被所有 直接 1.1% 所有 直接 11.6%	—	建物の賃借 (注2)	743,812	差入保証金 前払費用	764,629 65,909
親会社 の子会社 の子会社	㈱NHK エデュケ ーション ナル	被所有 直接 0.8%	—	自己株式の取得 (注4)	351,712	—	—
				株式の売却 (注4)	売却額 461,362 売却益 456,862	—	—
親会社 の子会社 の子会社	㈱NHK グローバ ルメディ アサービ ス	—	—	自己株式の取得 (注4)	742,681	—	—
				株式の売却 (注4)	売却額 971,634 売却益 943,401	—	—
親会社 の子会社 の子会社	㈱NHK アート	被所有 直接 0.7%	—	自己株式の取得 (注4)	240,845	—	—
				株式の売却 (注4)	売却額 314,483 売却益 306,783	—	—
親会社 の子会社 の子会社	㈱NHK プロモー ション	—	—	株式の売却 (注4)	売却額 85,518 売却益 81,018	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 委託業務につきましては、日本放送協会が定める「業務委託基準」に則り、「社会的に公正かつ妥当な」金額で実施しております。

委託業務以外につきましては、市場価格及び総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、価格交渉の上、価格を決定しております。

- (注2) ㈱NHKビジネスクリエイトから提示された金額をもとに価格交渉の上、価格を決定しております。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注4) 株式の売買価格は、独立した第三者による株価評価書を勘案して決定しております。支払条件は双方の売買代金を相殺し、残額を一括現金払いとしております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	23,038円	17銭
(2) 1株当たり当期純利益	2,860円	31銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

13. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

株式会社NHKテクノロジーズ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊澤賢司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白取一仁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NHKテクノロジーズの2022年4月1日から2023年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にインターネット等を経由した手段も活用しながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月1日

株式会社NHKテクノロジーズ 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	山 川 信 行
常勤監査役 (社外監査役)	西 井 友佳子
常勤監査役	田 中 聡
監査役	田 村 在 也